

京都市訓令甲第30号

選挙管理委員会事務局

人事委員会事務局

監査事務局

京都市行政委員会事務局長等専決規程を次のように定める。

平成16年3月31日

京都市長 棚本 賴兼

### 京都市行政委員会事務局長等専決規程

#### (目的)

第1条 この訓令は、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局及び監査事務局の事務局長、次長及び課長（以下「事務局長等」という。）が行う専決及び代決に関する必要な事項を定め、組織的かつ能率的な事務処理を図ることを目的とする。

#### (専決及び責任)

第2条 事務局長等は、別に定めがある場合を除き、この訓令の定めるところにより、主管事務について専決し、その責任を負うものとする。

2 事務局長等は、重要若しくは異例と認める事項又は解釈上疑義のある事項については、上司の決定を受けなければならない。

#### (専決事項)

第3条 事務局長等の専決事項は、別表のとおりとする。

#### (報告)

第4条 事務局長等は、この訓令の定めるところにより専決した事項で、必要と認めるものについては、直ちに上司に報告しなければならない。

#### (事故がある場合の代決)

第5条 第2条及び前条の規定は、事務局長等に事故がある場合において、その職務

を代理する者が当該事務局長等の専決事項を代決するときについて準用する。

#### 附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

専 決 者	専 決 事 項
事 務 局 長	(1) 予算の流用及び移用に関すること。 (2) 本市の権利に属する損害賠償の額の決定に関すること。 (3) 使用料、手数料その他諸収入に係る滞納処分、強制執行その他債権の保全及び取立て（訴訟及び調停の手続を除く。）に関すること。 (4) 使用料、手数料その他諸収入の減免、徴収停止及び不納欠損処分に関すること。 (5) 本市の条例又は規則の規定による補助金に係る交付決定その他の決定及びこれに伴う経費の支出決定に関すること。 (6) 1件2,000,000円以下の集会、行事、催物その他これらに類するものの開催の決定及びこれに伴う経費の支出決定に関すること。 (7) 1件500,000円以下の法律上その義務に属する損害賠償の額の決定に関すること。 (8) 1件賃料月額1,000,000円以下の不動産の借受けの決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。 (9) 見積価格又は金額5,000,000円未満の負担を伴わない不動産及び金品の寄付受納に関すること。 (10) 物品の譲渡、交換、貸借及び寄託の決定及び契約に関すること。

	ただし、収入役に合議することを必要とするものを除く。
次 長	<p>(1) 1件5,000,000円以下の予算の流用及び移用に関すること。</p> <p>(2) 収入決定に関すること。</p> <p>(3) 1件2,000,000円以下の支出決定に関すること。</p> <p>(4) 1件10,000,000円以下の委託の決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。ただし、物件、労力その他の調達に係るものと除く。</p> <p>(5) 1件5,000,000円以下の負担金、補助金及び交付金の交付決定（本市の条例又は規則の規定による補助金にあっては、その他の決定を含む。）並びにこれに伴う経費の支出決定に関すること。</p> <p>(6) 既納の使用料及び手数料の還付に関すること。</p> <p>(7) 1件20,000,000円以下の物件、労力その他の調達決定及びこれに伴う経費の支出決定に関すること。</p> <p>(8) 無償又は1件賃料月額100,000円以下の不動産の借受けの決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。</p>
庶務担当課 の課長	<p>(1) 支出命令及び振替命令並びに出納（物品に係るものと除く。）の通知に関すること。</p> <p>(2) 1件1,000,000円以下の収入決定に関すること。</p> <p>(3) 1件100,000円以下の支出決定に関すること。</p> <p>(4) 非常勤職員及び臨時の任用職員の給与等の支出決定及び差押えに関すること。</p>

- (5) 旅費の支出決定に関すること。
- (6) 水道、ガス、電気及び電話の料金、清掃手数料金その他定例的な経費の支出決定に関すること。
- (7) 水道の給水装置の新設等に係る加入金及び負担金、ガスの供給設備の新設等に係る負担金並びに電話の設置に係る工事負担金等の支出決定に関すること。
- (8) ガス及び電気の需給契約に関すること。
- (9) 1件500,000円以下の委託の決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。ただし、物件、労力その他の調達に係るものを除く。
- (10) 1件100,000円以下の負担金、補助金及び交付金の交付決定（本市の条例又は規則の規定による補助金にあっては、その他の決定を含む。）並びにこれに伴う経費の支出決定に関すること。
- (11) 1件100,000円以下の既納の使用料及び手数料の還付に関すること。
- (12) 1件2,000,000円以下の物件、労力その他の調達決定及びこれに伴う経費の支出決定に関すること。
- (13) 1件100,000円以下の物件、労力その他の調達契約に関すること。
- (14) 単価契約済みの物件、労力その他の調達契約で別に指定するものに関すること。
- (15) 図書、雑誌、新聞、はがき及び切手の購入契約、会議室等の借用契約並びに乗用庸車契約に関すること。

	(16) 1件1,000,000円以下の建物、設備及び構内地の小規模な修繕の決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定にすること。
課長	(1) 使用料、手数料その他諸収入の徴収にすること。 (2) 売却の見込みのない不用物品（備品を除く。）の廃棄処分にすること。

(総務局総務部文書課)